

◆医療費控除に関する明細書の記入方法◆

この明細書は、地方税法第34条第1項第2号、第314条の2第1項第2号（医療費控除）の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」を受けることができません。ご注意ください。

【1 医療費通知に関する事項】

下記2の明細を記入する代わりに「医療費通知書」を添付する場合、(1)～(3)を記入してください。

記入例

【医療費通知とは】

医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類のことで、

例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」

※自己または生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費に限ります。

(1)医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円 ㉗	円 ㉘	円 ㉙

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

(1)「医療費通知に記載された医療費の額」欄

自己負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合、全て合計し記入してください。

(2)「(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った額と異なる場合がありますので領収書を確認してください。

(3)「(2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約または健康保険法の規定により受け取った保険金や給付金がある場合、その金額を記入します。

例：入院費給付金、高額療養費、出産育児一時金 など

※保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きます。引ききれない金額があった場合でも、他の医療費からは差引できません。

【2 医療費（上記1以外）の明細】

その年中に「自己または生計を一にする配偶者、その他の親族」のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。（「1 医療費通知に関する事項」に記入したものは除いてください。）

(1)「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2)「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3)「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4)「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象金額を記入します。

(5)「(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

上記1の(3)と同じです。

例) みなと太郎さんが○△病院に通院した場合
 2月18日 診療：6,500円 通院費 (〇〇バス) 往復 400円
 5月28日 診療：5,500円 通院費 (〇〇バス) 往復 400円
 ○△病院計：12,000円 通院費計：800円

※ 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療器具の購入（いずれも通常必要なものに限ります。）などがある場合にチェックします。

※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

※ 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
みなと太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円 12,000	円
〃	〇〇バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	円 800	円